

# 瀬戸内市ふるさと納税PR業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

瀬戸内市ふるさと納税PR業務委託

### (2) 業務の目的

ふるさと納税による寄附金を安定的に確保するためには、寄附者に関心を持ってもらえる返礼品の存在が不可欠である。また、全国の返礼品の中から選択してもらうためには魅力的な写真と効果的なPRも必要である。

本業務は、ふるさと納税返礼品の開拓や写真撮影、PRなどを専門的技術や知見を有する民間事業者へ委託することにより、返礼品の持つ魅力を最大限に引き出し、寄附者から返礼品を選択いただくことで、ふるさと納税による寄附金の安定的な確保及び特産品の知名度向上を図ることを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「瀬戸内市ふるさと納税PR業務委託仕様書」のとおり

### (4) 業務履行期間

業務委託契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 2. 予算額(予定価格)

4,620,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を限度額とし、委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

なお、参考見積書の金額が、予算額(予定価格)を超過した場合は失格とする。

## 3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者とする。

### (1) 瀬戸内市に令和4年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。

ただし、実施年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
- ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)
- ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証

明書

④ 財務諸表（法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあつては、所得税の確定申告書（控）、青色申告者は青色申告決算書、白色申告者は収支内訳書）

⑤ 直近年度の国税及び地方税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) 瀬戸内市内に主たる事業所を有する法人、または個人

(3) プロポーザル公示日現在から候補者選定日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

(7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

※ 証明書・確認書関係については、申請直前3ヵ月以内に発行されたものであること。

## 5. 受注候補者選定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市ふるさと納税PR業務委託プロポーザル審査委員会において審査し、受注候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

審査にあたっては、当該業者から提出された企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング等を実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記9のとおりとする。

## 6. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書・回答書（様式5）により、Eメールにて提出すること。

(2) 提出期限

令和4年7月5日（火）16時00分まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

- (3) 提出先  
瀬戸内市総合政策部秘書広報課  
Eメール：hisyo@city.setouchi.lg.jp  
※件名は「瀬戸内市ふるさと納税PR業務委託プロポーザル審査委員会／質問書  
（社名）」とすること。
- (4) 回答日  
令和4年7月7日（木）
- (5) 回答方法  
市ホームページに掲載し回答するものとする。

## 7. 参加申込

- (1) 申込方法  
次に掲げる書類に返信用封筒（84円切手貼付け）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- ①参加申込書（様式1）  
②瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書（様式2）
- なお、令和4年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、上記4（1）に掲げる書類を併せて提出すること。
- (2) 参加申込書の受付締切  
令和4年7月11日（月）16時00分まで  
（必着）
- (3) 申込場所  
瀬戸内市総合政策部秘書広報課  
〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1
- (4) 参加資格の審査・審査結果の通知  
参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書（様式3）により通知するものとする。

## 8. 企画提案書作成方法

- (1) 提出書類の名称  
瀬戸内市ふるさと納税PR業務委託公募型プロポーザル企画提案書
- (2) 企画提案書の内容  
瀬戸内市ふるさと納税PR業務委託仕様書の5業務内容及び7自由提案に掲げる事業提案

(3) 企画提案書様式・制限枚数

A4版縦横自由、両面カラー印刷、10ページ以内（表紙を含まない）、下部にページ番号を附し、長辺をホチキス2ヶ所で綴じること。書類に使用する文字サイズは、10ポイント以上を基本とする。但し、やむを得ず部分的に小さな文字サイズを使用することは可とする。

(4) 提出部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書等提出届（様式6） 原本1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部・副本7部
  - ア 会社概要（様式7）
  - イ 専門分野等の概要（様式8）
  - ウ 担当者調書（様式9）
  - エ 総括責任者の経歴及び実績等調書（様式10）
  - オ 業務主任担当者の経歴及び実績等調書（様式11）
  - カ 再委託調書（様式12）（再委託する場合のみ）
  - キ 工程表（様式13）
  - ク 企画提案書（任意様式）
  - ケ 参考見積書（任意様式）

(5) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(6) 提出期限

令和4年7月20日（水）16時00分まで（必着）

(7) 提出先

瀬戸内市総合政策部秘書広報課  
〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1

(8) その他

- ア 企画提案書は1者1提案とする。
- イ 企画提案書等を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

## 9. 審査

(1) 審査方法

提出された業務実施体制各種調書、企画提案書等について、(2)アからエまでで示す項目に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会は(4)候補者選定手順で示す候補者の選定手順に基づき最も優れた提案を選定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は、審査委員会の書類審査によりプレゼンテ

ーション及びヒアリングを依頼する業者を選考するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、プレゼンテーション及びヒアリングをオンライン形式若しくは書類審査に変更する可能性もあることから、説明に必要な内容はすべて書面に記載すること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 時間配分

提案者の説明時間を20分以内、質疑応答を10分程度とし、順次個別に行う。

イ 説明用機材

説明に際して、プロジェクター（HDMI 接続）及びスクリーンについては用意するが、パソコン等の機材については各提案者が用意するものとする。

ウ 参加人数・発言者

会場への入室は3人までとし、発言者は参加者であれば制限しない。但し、オンライン形式となった場合は、この限りではない。

エ その他

上記 8（3）に定める提出された企画提案書等以外の資料は使用できない。

(3) 審査項目及び配点

プロポーザルは以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 業務実績	10 / 100点
イ 企画提案の内容・実施体制	70 / 100点
ウ 参考見積価格	20 / 100点

(4) 候補者選定手順

候補者は、審査の評点の合計点が60点を超え、かつ最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会が採決し評価を定める。

※提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者選定の可否を採決して評価を定める。

(5) 審査結果の通知

審査結果はプロポーザル審査結果通知書（様式4）により通知するものとする。

## 10. 日程

公示	令和4年6月27日（月）
質問受付締切	令和4年7月 5日（火）16時必着
質問回答期限	令和4年7月 7日（木）
参加申込書受付締切	令和4年7月11日（月）16時必着
参加資格の審査・審査結果の通知	令和4年7月13日（水）

企画提案書等受付締切	令和4年7月20日（水） 16時必着
書類審査（提案者多数の場合）	令和4年7月22日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年7月27日（水）
結果通知の送付	令和4年7月下旬
契約締結	令和4年8月上旬
業務開始	令和4年8月上旬

## 11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。ただし、プレゼンテーション等の実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算額（予定価格）を超過したもの。

## 12. 契約

候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、選定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

## 13. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提案者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。  
なお、本プロポーザルの候補者選定前において、選定に影響を及ぼすおそれがある情報については選定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者選定までの間に、上記4に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (8) 他の文献を引用した場合は、出典を明示するものとする。

#### **14. 担当部署(提出・問合せ先)**

瀬戸内市総合政策部秘書広報課 担当：石井

〒701-4292

岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

TEL：0869-24-7095

FAX：0869-22-3304

E-mail：hisyo@city.setouchi.lg.jp